

固定資産現所有者申告書兼相続人代表者指定届出書の手引き

戸田市

戸田市税条例により、登記簿又は土地・家屋補充課税台帳に所有者として登録されている方が死亡した場合、相続人の中から代表者を定め、「固定資産現所有者申告書兼相続人代表者指定届出書」を提出していただく必要があります。

1 現所有者申告制度の概要

- (1) 固定資産税・都市計画税(以下「固定資産税等」という。)は、賦課期日(毎年1月1日)現在、登記簿又は土地・家屋補充課税台帳に登録されている方(以下「所有者」という。)に課税することになります。
- (2) 所有者が死亡した場合、土地又は家屋を所有している者(以下「現所有者」という。)は、現所有者であることを申告していただきます。(通常は相続人が該当します。) 申告期限:現所有者であることを知った日の翌日から3か月以内
- (3) 相続人が複数いる場合は、その中から代表者1名を選んで申告していただきます。(遺産分割が完了するまでは、当該固定資産は相続人全員の共有物となり、固定資産税等は相続人全員が連帯して納税義務を負うことになります。)

この申告は、現所有者を固定資産税等課税上の代表者とするもので、相続登記や相続税の申告とは一切関係ありません。
遺産分割協議が完了しましたら、すみやかに法務局へ相続登記の手続きを行ってください。

未登記家屋の名義変更は、別途「建物名義人変更申請書」を提出していただく必要があります。

2 申告書の書き方について

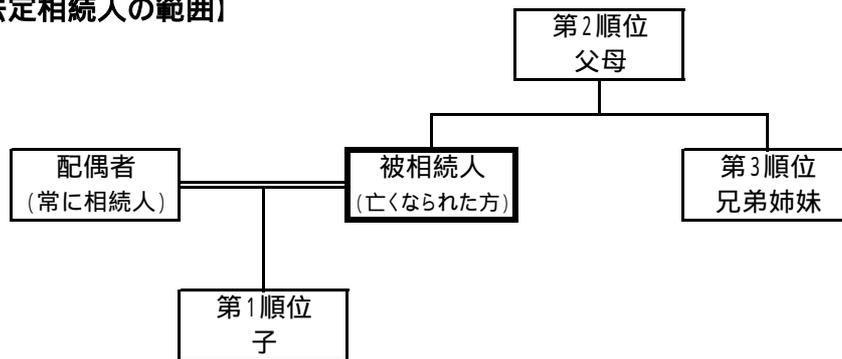
- (1) 「現所有者(相続人の代表者)」の欄には、代表者となる相続人の氏名、所有者との続柄、個人番号、住所及び電話番号をご記入ください。
- (2) 「固定資産課税台帳の所有者」の欄には、亡くなられた方の氏名、死亡年月日及び住所をご記入ください。
- (3) 「固定資産の表示等」の欄には、戸田市内に所有の土地・家屋について所在地番・家屋番号をご記入ください。
記載欄が足りない場合は、任意の別紙を添付してください。
- (4) 裏面の「現所有者(その他の相続人)」の欄には、代表者以外の相続人の氏名、続柄、住所、電話番号、登記予定など(分かる場合)をご記入ください。

< 問い合わせ >

戸田市役所 固定資産税課

電話 048 - 441 - 1800 内線 202・218

【法定相続人の範囲】



原則、相続人は次の3通りからになります。

第1順位

配偶者と子 子がいない場合は、第2順位へ進みます。

ただし、子が既に死亡していた場合は、その子(孫又はひ孫)が相続人です。

第2順位

配偶者と父母 父母がいない場合、第3順位へ進みます。

第3順位

配偶者と兄弟姉妹 子も父母も兄弟姉妹もない場合は、配偶者のみが相続人です。

3 その他の場合について

(1) 相続人以外の方が代表者となる場合

・遺言書の写しを提出してください

自筆証書の場合、法務局で保管していたものを除き、家庭裁判所の検認証明書が必要です。

(2) 相続権を放棄している場合

・家庭裁判所が発行した「相続放棄申述受理通知書」の写し又は「相続放棄申述受理証明書」の写しが必要です。

<参考>

○戸田市税条例(抜粋)

(現所有者の申告)

第58条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

○地方税法(抜粋)

(相続人からの徴収の手続)

第9条の2 納税者又は特別徴収義務者(以下本章(第十三条を除く。)においては、第十一条第一項に規定する第二次納税義務者及び第十六条第一項第六号に規定する保証人を含むものとする。)につき相続があった場合において、その相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。